

ご存知
ですか？

こんなときは、"30日前まで"に

土壤汚染対策法の届出が必要です！

● どんなときに？

土地の形質変更の合計面積が
3,000m²以上

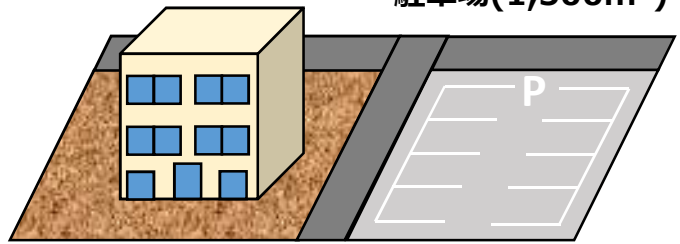
※現に有害物質使用特定施設が設置されてい
る事業場では**900m²以上**

※同一の計画や目的であれば、異なる敷地で
あっても面積は合算されます

<届出が必要となる事例>

建物(2,500m²)

駐車場(1,500m²)



建物の建設に伴い、道路をはさんだ駐車場を同一の計画のもと整備する場合、 $2,500\text{m}^2 + 1,500\text{m}^2 = 4,000\text{m}^2$ になるため、届出の対象となります

● 土地の形質変更とは？

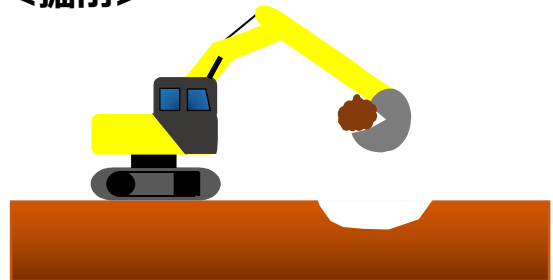
掘削、盛土等の
土地の形状を変更する行為

※盛土のみの場合は届出の対象外

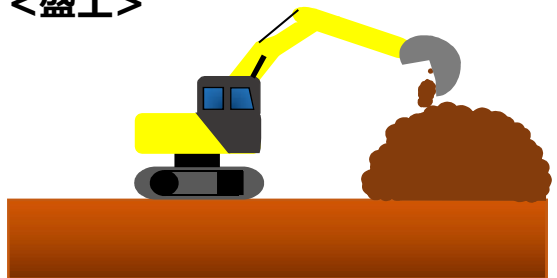
<形質変更該当する行為の具体例>

- ・ アスファルト舗装
- ・ 土の仮置き
- ・ 整地
- ・ 建物の解体に伴う基礎撤去
- ・ 杭打ち、杭抜き
- ・ 道路工事
- ・ 林地開発・・・など

<掘削>



<盛土>



● 届出者は誰？

開発事業者、工事発注者等

● いつまでに？

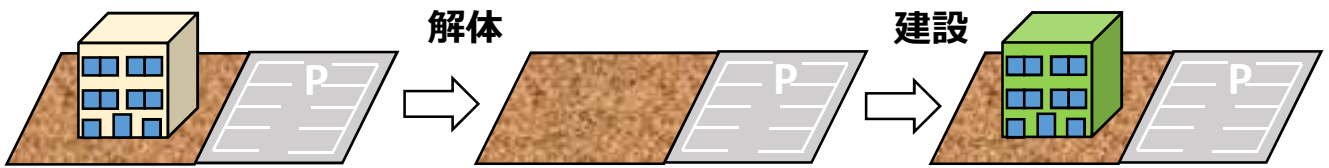
土地の形質変更に着手する予定日の
30日前までに

● 届出の例外となる行為

- (1) 次のいずれにも該当しない場合
 - ①形質変更の対象区域外に土を搬出
 - ②土の飛散又は流出を伴う土地の形質変更
 - ③形質変更に係る部分の深さが50cm以上
- (2) 耕起や収穫等の営農行為であって、土を区域外へ搬出しない場合
- (3) 林業用作業路整備であって、土を区域外へ搬出しない場合
- (4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

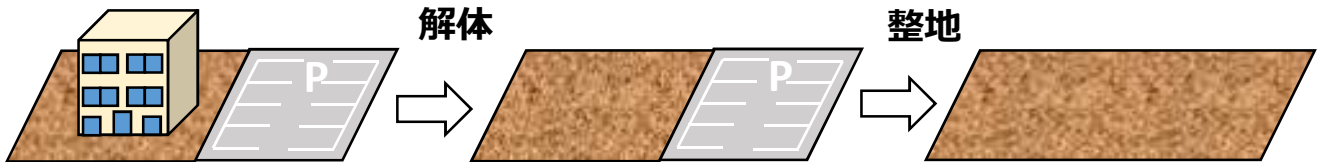
●届出の判断に関する具体例

例1 : 4,000m²以上の敷地内で2,500m²の建物の建て替えを行うが、残り1,500m²の駐車場部分は一切触らない場合



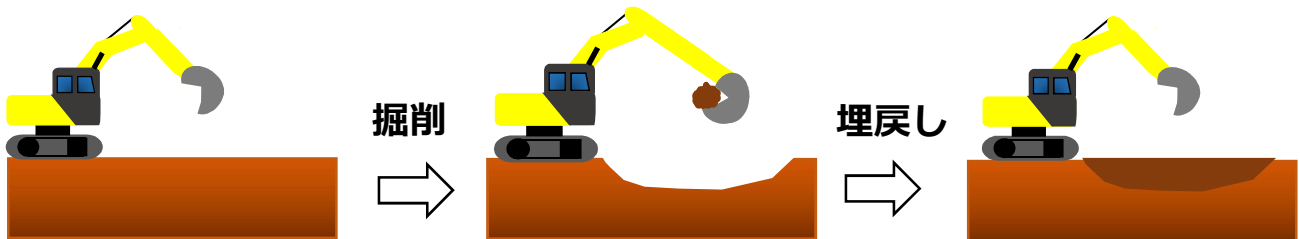
⇒形質変更の面積が3,000m²未満のため、**届出は不要**

例2 : 4,000m²以上の敷地で2,500m²の建物の解体に伴い、残り1,500m²の駐車場部分も更地化する場合



⇒形質変更の面積が3,000m²以上のため、**届出が必要**

例3 : 3,000m²以上の形質変更を行うが、掘削した部分は埋戻し、元の地盤高に造成する場合



⇒現状地盤に対して掘削に該当するため、**届出が必要**

⇒届出の方法についてはホームページをご確認ください

URL : <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015951.html>



届出・お問い合わせ先
 岡山市環境局環境部環境保全課 水質土壌係
 ☎086-803-1281
 E-mail : kankyuhozen@city.okayama.lg.jp
 〒700-8554 岡山市北区大供1-2-3



岡山市のイメージキャラクター
 「ミコロ」「ハコロ」